

議 庁

日時： 3月27日（木）AM9：00 <庁議室>

【市長挨撈】

【連絡事項】

- | | |
|--------------------------|--------|
| 1. 令和6年度内部監査の結果等について | 企画部長 |
| 2. 庁達について | 企画部長 |
| 3. 運転免許証自主返納支援事業の見直しについて | 市民生活部長 |
| 4. 令和7年度太田市教育行政方針について | 教育部長 |

◆ 次回庁議予定 ◆ 4月 4日 (金) AM9:00~<庁議室> 案件名報告: 3月25日 (火) PM5:00
資料提出: 3月28日 (金) PM5:00

- 内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 1.庁議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【表題】

令和6年度内部監査の結果等について

【目的】

内部監査員及び各所属長により業務が太田市マネジメントシステムに基づき、計画に従って実施されているか否かを確認し、その結果摘出された事項を改善に結びつける活動等について適正に実施されていることを報告するものです。

【概要】

1 ・内部監査（太田市マネジメントシステム）

期日	令和6年9月25日（水）～令和7年2月5日（水）
対象課数	46課
重点確認事項	・施策の方針及び事務事業の目標 ・資源の提供 ・サービス提供のプロセス
結果	・グッドポイント 29件（28課） ・改善の機会 3件

- ・内部監査（情報セキュリティ）

期日	令和7年1月8日（水）・1月9日（木）・1月14日（火）の計3日間
対象課数	27課
監査事項	・情報セキュリティポリシーが守られているか、情報資産の管理、作業環境の確認等
結果	・概ね適正に運用されていることが認められました

2 令和7年2月末時点の未終息の改善事項累計件数

- ・ 11件（参考 令和5年度 14件）

3 所属長によるセルフチェックの結果

- ・指摘項目（要改善・問題あり）
46件（参考 令和5年度 47件）

【備考】

* 問い合わせ先 企画部企画政策課企画政策係 内線 2293 47-1892 ダイヤルイン

●内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 3.その他（4月1日以降） 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【表題】

序達について

【目的】

令和7年度の開始にあたり、職員に全体の奉仕者としての自覚を促し、服務規律の確保を図るため庁達を発する。

【概要】

1 庁達の内容

- (１) 服務規律を確保すること
- (２) 公金等の管理に万全を期すること
- (３) 親切丁寧な市民応対を行うこと
- (４) 交通事故防止及び交通法規遵守のこと
- (５) 健康管理に努めること

2 庁達文

別紙のとおり

3 周知方法

4月1日に公開羅針盤掲示板に掲載するとともに、所属長から直接口頭にて職員に周知する。

【備考】

●内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 山影 正敏 内線 2400

【表題】

運転免許証自主返納支援事業の見直しについて

【目的】

運転免許証を自主返納した市民に対して、新たに市営公共バス回数券（利用額５，５００円分）を交付することにより、高齢者等の外出機会の確保と交通事故の減少への一助となることから見直しを行うものです。

【概要】

1 変更内容

(変更前) 運転経歴証明書の交付を受けた市民に対し、交付手数料分(※)を助成

※令和7年3月23日まで1,100円、3月24日以降は1,150円

(変更後) 運転免許証の自主返納者に対し、市営公共バス回数券 5, 500 円分を交付

2 事業開始時期 令和7年4月1日

3 事業費 2,500,000円(回数券5,000円/1冊×500人分)

4 交付申請窓口 交通対策課またはBUSターミナルおおた管理棟内

5 今後の主なスケジュール

令和7年4月1日 太田市運転経歴証明書交付手数料助成金交付規則の廃止

同 日 太田市運転免許証自主返納支援事業実施要綱の制定

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-18264 イルイン

○公開時期【 1. 庁議後 】

教育部長 氏名 小内 正 (TEL) 20-7080

令和7年度太田市教育行政方針について

令和7年1月開催の総合教育会議で承認された新たな太田市教育大綱で掲げる基本理念「豊かな心を育む」の実現に向け、令和7年度の教育施策の具体的な取り組みを体系的かつ包括的に表し、成果を検証する指標を設定した、「令和7年度太田市教育行政方針」を作成するものです。

太田市教育大綱に掲げる基本方針に基づき、具体的な取り組みを推進します。

基本方針 1	教育行政の推進
基本方針 2	義務教育の推進
基本方針 3	高校教育の推進
基本方針 4	青少年育成の推進
基本方針 5	生涯学習の推進
基本方針 6	文化財の保存活用の推進

令和7年度太田市教育行政方針は、別添のとおり

【備考】